

都道府県漁業調整規則例 について

令和4年3月15日
水産庁資源管理部管理調整課
沿岸・遊漁室 佐藤 友介

都道府県漁業調整規則とは

- 漁業法第57条、119条、水産資源保護法第4条の委任を受け**都道府県が定める規則**
- 農林水産**大臣の認可**を受ける必要
 - ✓ 漁業法第57条・・・知事許可漁業に関すること
 - ✓ 漁業法第119条・・・漁業調整のための規制
 - ✓ 水産資源保護法第4条・・・水産資源の保護培養のための規制

※ 漁業法及び水産資源保護法を根拠とする規則であり、**地方自治法第15条の規則とは異なる。**

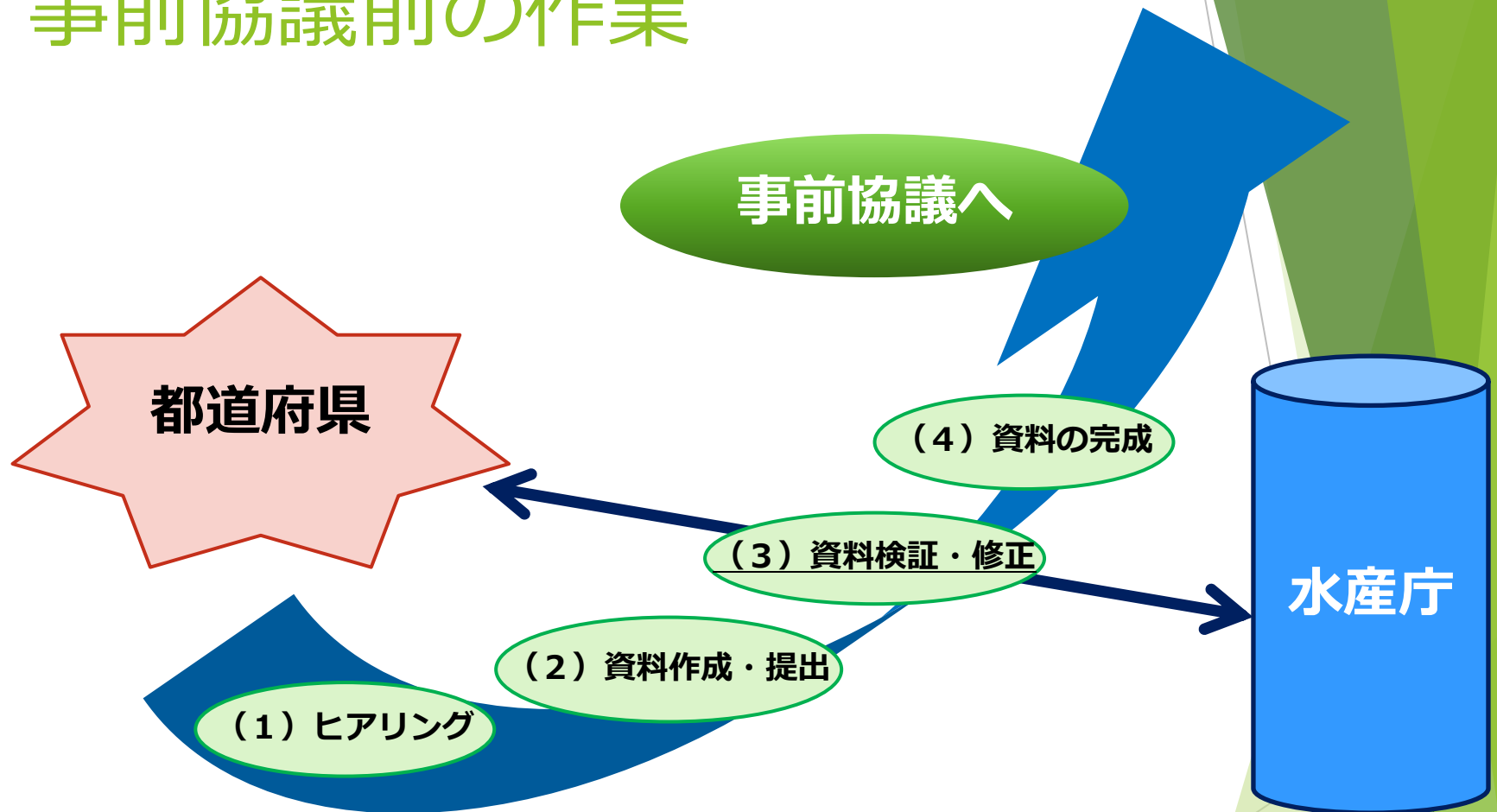
この資料において、漁業法は「法」、水産資源保護法は「水資法」、都道府県漁業調整規則は「規則」という。

調整規則の制定及び改正の流れ



- 事前協議は、認可申請の段階での手戻りを防ぐために行うもの
- 認可申請は、事前協議と同じ内容で行う必要

事前協議前の作業



【改正資料】

- ① 公布文案（都道府県法規部門と打合せ済みのもの）
- ② 新旧対照表（都道府県によっては①に含まれている）
- ③ 改正理由及び改正内容
- ④ 参照資料（③改正理由及び改正内容の裏付けとなるもの）
- ⑤ 現行規則

事前協議

【通知】 都道府県漁業調整規則の改正手続について
(S31.5.15 漁業調整第一課長、漁業調整第2課長)

従来、都道府県漁業調整規則（漁業調整規則、内水面漁業調整規則、小型機船底びき網漁業調整規則）を改正する認可申請に際し、その内容が不適當であったり、又は改正規則を施行すべき時日の切迫等の関係で、当庁で充分検討する時間がない等円滑な認可手続が行われ得ない向も見受けられるので今後は、**事前にそれぞれ、当庁所管課に下打合せ**（なるべく**文書による**）**を行った後に認可申請書を提出すること**とし、又は改正規則の施行期日が限定されているものについては、相当早目に申請書を提出するようされたい。

農林水産大臣による認可

【法第57条第6項、法第119条第7項、水資法第4条第6項】

都道府県知事は、規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

【農林水産大臣の認可を必要する理由】

- ✓ 複数の都道府県の管轄する水域をまたがって漁業が営まれていることがあること
- ✓ 都道府県の管轄する水域をまたいで移動する水産動植物があること
- ✓ 水面における都道府県の境界が画定していない場合が多いこと
- ✓ 広域的な資源管理に影響を及ぼし、複数の都道府県の間での漁業調整問題を招くおそれがあること

規則の認可基準

【通知】 都道府県漁業調整規則の認可の基準及び
標準処理期間について（R2.5.28 水産庁長官）

- ✓ 漁業生産力の適正な発展に支障を及ぼすものではないと認められるもの。
- ✓ 当該申請に係る都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産資源の保存及び管理、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決並びに水産資源の保護培養の観点において支障がないと認められるもの。
- ✓ 不当に義務を課し、又は権利を制限すると認められる規定を有しないもの。
- ✓ 漁業取締り及び水産資源の保護培養の実効性を考慮したものであるもの。
- ✓ 漁業法、水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令の規定に適合しないと認められる規定を有せず、かつ、それらの文言との関係で解釈について疑義が生じない明確なもの。

平成30年の法改正と規則の関係

法改正前 知事許可の手續等については、各都道府県の規則に規定

法改正後 知事許可の根拠や手續等について、**法に規定**

知事許可の根拠

法第57条 農林水産**省令**
又は**規則で定めるもの**を
営もうとする者は、都道
府県**知事の許可を受けな**
ければならない。

知事許可の手續

法第58条において、**大臣**
許可の手續を知事許可に**準**
用（許可等の適格性、VMS
等の備付命令等）

停泊命令等

法第131条において、都
道府県知事が、**停泊命令等**
を命ずることができる旨を
規定

これらの規定の**根拠は法**であり、規則に規定がなくとも、適用される

- 法に規定のない手續（許可証の書換え交付の申請等）については、規則に規定
- 知事許可に関する手續について、法と規則でバラバラに定めると、漁業者等が適切に理解することが難しくなるため、**法を根拠とする規定**についても**規則に確認的に記載**
- あくまでも**確認的に記載**するものであり、**法の委任を受けているわけではない**
- このため、規則において**法と異なる記載はできない**（法条文**解釈に差異が生じ**ることは許されない）

法と規則の関係

法における条項	規則例における確認的記載	内容
第57条	なし	都道府県知事による漁業の許可
第37条 ^(注)	第5条	許可を受けた者の責務
第38条 ^(注)	第6条	都道府県知事による起業の認可
第39条 ^(注)	第7条	認可と許可の関係
第40条 ^(注)	第9条	許可等をしない場合
第41条 ^(注)	第10条	許可等の適格性
第42条 ^(注)	第11条（制限措置を定める事項も同条に規定）	新規の許可等
第43条 ^(注)	第12条	船舶の数等を定めない場合
第44条 ^(注)	第13条	許可等の条件
第45条第1項第2号、3号 ^(注)	第14条第1項第2号、3号	廃止代船、沈没代船
第46条 ^(注)	漁業ごとの有効期間を第15条に規定	許可の有効期間
第47条 ^(注)	第16条第1項	変更の許可
第49条 ^(注)	第18条	許可等の失効
第50条 ^(注)	第19条第1項	休業の届出
第51条 ^(注)	第20条（休業の期間も同条に規定）	休業による許可の取消し
第52条第1項 ^(注)	第21条	資源管理の状況等の報告
第52条第2項 ^(注)	第53条	VMS等の備付命令
第54条 ^(注)	第22条	適格性の喪失等による許可の取消し
第56条 ^(注)	なし（具体的事項は規則に規定）	許可証の交付等
第131条	第51条第1項	停泊命令等
第171条第3項、第4項	第59条	内水面漁場管理委員会の権限等

注：法第58条において大臣許可の手続きを準用

法が適用される条文の具体例①

規則例に確認的記載がないものの例

法における条文	規則例における条文
<p>第57条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。</p> <p>3 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 第一項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>7～9 略</p>	<p>第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>2 略</p>

法が適用される条文の具体例②

規則例に確認的記載があるものの例

法における条文	規則例における条文
<p>第38条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき都道府県知事の認可を受けることができる。</p> <p>※第58条により読み替えて準用</p>	<p>第6条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p>
<p>第39条 前条の認可（以下この節において「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、都道府県知事は、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から都道府県知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p> <p>※第58条により読み替えて準用</p>	<p>第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p>

法が適用される条文の具体例③

規則例に確認的記載があるものの例

法における条文	規則例における条文
<p>第41条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 許可を受けようとする船舶等が都道府県知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 都道府県知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>※第58条により読み替えて準用</p>	<p>第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p>

法が適用される条文の具体例④

規則例に確認的記載があるものの例

法における条文	規則例における条文
<p>第131条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（第27条及び第34条に規定する場合を除く。）は、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p>	<p>第51条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p>

改正理由及び内容について

- 前提として、都道府県で改正関連の情報を十分に把握していることが重要
- その上で、以下の状況について論理的に説明することが重要

- ① 現在ある規制を緩和（強化）する場合
 - ✓ そのままの規制の趣旨・理由
 - ✓ 規制を改正するだけの必要性*
 - ✓ どのように改正をするのか
 - ✓ 改正による問題の有無（発生する場合は対応策も）
- ② 新たに規制を設ける場合
 - ✓ 現状（実態）
 - ✓ 規制を設けるだけの必要性*
（以降は①と同様に整理）

* 漁業実態・漁場環境・社会環境の変化、技術の進歩 など

円滑な認可のために

漁業法及び水産資源保護法の趣旨、規則例、認可の基準に照らして総合的に妥当であるか否かを判断するが、特に以下の点に留意

- ✓ 改正内容が漁業法及び水産資源保護法から委任された範囲か
- ✓ 他の法令との関係で問題がないか
- ✓ 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障がないか
- ✓ 参照資料によって改正理由及び改正内容が裏付けられているか など